

国民健康保険税のお知らせ

**令和8年度
主な改正点**

- ①子ども・子育て支援金分が加算されます。
- ②医療分の課税限度額を引き上げました。
- ③均等割額と平等割額の5割軽減と2割軽減の対象世帯を拡大します。

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まります。この制度は、全ての医療保険加入者が負担する支援金によって子どもや子育て世帯を支える仕組みで、支援金は児童手当の拡充など子育て支援事業の財源に充てられます。

【国民健康保険税の税率等】 年間保険税＝A＋B＋C ※ただし課税限度額まで

内 訳	計算の説明	医療保険分	後期高齢者支援分	介護納付金分	子ども分
所得割 A	課税総所得金額×税率	6.99%	3.02%	2.62%	0.29%
均等割 B	被保険者1人につき	30,100円	12,800円	13,500円	1,300円
平等割 C	1世帯につき	19,300円	8,200円	6,600円	800円
課税限度額		670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

※介護保険分は、40歳以上65歳未満（介護2号被保険者）の人が対象です。

※子ども分の均等割額は、18歳以上均等割額（1人あたり100円）を含んでいます。

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人は、子ども分の均等割が全額軽減されます。

【保険税の軽減制度】

前年中の所得が所得基準を下回る世帯については、保険税の均等割額と平等割額が減額されます。

※申請は不要ですが、所得の申告をしていない人がいる世帯は軽減の対象になりません。

軽減割合	所得基準
7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割軽減	43万円＋31万円×（被保険者数及び特定同一世帯所属者の数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割軽減	43万円＋57万円×（被保険者数及び特定同一世帯所属者の数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

**国民健康保険加入のみなさんへ
資格確認書・資格情報のお知らせを送付します**

●8月1日から利用できる資格確認書・資格情報のお知らせを、7月下旬に郵送します。

●「マイナ保険証」が使えない

諸事情がある場合は、役場窓口で「資格確認書」を申請できます。（必要なもの・申請者の本人確認書類。別世帯のときは委任状）

●「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」が見当たらないときは、役場窓口で再発行することができます。（必要なもの・同右）

次のようなときは、役場に届出が必要です

- 国保加入の届出
- 退職した、会社の保険の扶養を外れたとき
- 国保脱退の届出
- 就職した、会社の保険の扶養に入ったとき

保険税は必ず期限内に納めてください

病院等にかかったときの医療費は、窓口で支払う一部負担金のほか、国や県からの補助金やみなさんが納める保険税で賄われています。

保険税を滞納すると、一時的に医療費が全額自己負担になる場合があります。納付が困難な

ときは、早めに相談してください。

国民健康保険の給付（一例）

次のようなときは、国保で給付が受けられます。

●限度額を超える高額な医療費を支払ったとき

●医師の指示により、コルセット等の補装具を作ったり、鍼灸などの施術を受けたとき

●医師の指示により、移動困難な患者を緊急に移送するための費用が生じたとき

限度額適用認定

必要な人は

申請してください

マイナ保険証を使うと、ひとつの病院等における1か月の自己負担額が限度額までになります。マイナ保険証がない場合は、紙の「認定証」を病院等に提示することで、同じく限度額までになります。

新しい認定証の発行申請は、8月1日から受け付けます。（必要なもの・申請者の本人確認書類。別世帯のときは委任状）

問い合わせ先

○保険税に関すること

○保険資格・給付に関すること

税務課 国民健康保険税担当（内線342・343）

ほけん年金課 国保係（内線355）

後期高齢者医療保険料のお知らせ

7月中旬に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しますのでご確認ください。

～令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されました～

「子ども・子育て支援金制度」とは、少子化対策の抜本的強化のため、少子化対策に受益する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい連携の仕組みとして支援金を拠出する制度で、令和8年度から後期高齢者医療制度を含む全保険者が拠出することとされています。

そのため、後期高齢者医療制度においても、令和8年度から従来の医療分に加えて、新たに「子ども・子育て支援（納付）金」が保険料に加わります。

【保険料の計算方法】

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「①均等割額」と前年の所得に応じて負担する「②所得割額」の合計となります。

	①均等割額	+	②所得割額	=	今年度保険料
医療分	58,427円	+	(令和7年中の総所得金額等－43万円) × (所得割率 10.77%)	=	(最高限度額85万円)
子ども分	1,351円	+	(令和7年中の総所得金額等－43万円) × (所得割率 0.24%)	=	(最高限度額2.1万円)

※「子ども・子育て支援（納付）金分」を「子ども分」と表記しています。

※医療分の均等割額と所得割率は2年ごとに見直され、兵庫県内で均一です。

※子ども分の均等割額と所得割率は令和10年まで毎年見直されます。

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です（ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません）。

【保険料の軽減制度】

同一世帯内の被保険者と世帯主の令和7年中の総所得金額等が次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

軽減割合		所得基準
7.2割	医療分	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (年金・給与所得者数－1)
7割	子ども分	
5割	医療分	基礎控除額(43万円) + 31万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数－1)
	子ども分	
2割	医療分	基礎控除額(43万円) + 57万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数－1)
	子ども分	

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

※医療分7割軽減対象者は、令和8・9年度のみ特例処置により7.2割軽減となります。

問い合わせ先

税務課 後期高齢者医療保険料担当（内線344）

兵庫県後期高齢者医療広域連合（コールセンター）

☎078-326-2021

後期高齢者医療のお知らせ

新しい資格確認書を送付します

令和8年度については、原則、マイナ保険証をお持ちの被保険者へは「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証をお持ちでない被保険者へは「資格確認書」を送付することとなりました。しかし、高齢者への配慮の観点から、次のとおりお届けします。

- 85歳以上の被保険者（※）
手続きなしで新たな「資格確認書」を7月中にお届けしますので、お手元に届いた資格確認書で、医療機関を受診いただけます。
- 84歳以下の被保険者（※）
マイナ保険証をお持ちの人は、原則、資格情報を簡易に確認できる「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない人は、「資格確認書」を手

続きなしで7月中にお届けします。（マイナ保険証の登録状況はマイナポータルからご確認いただけます。）
※上記の年齢は令和8年8月1日時点
を基準としています。

新しい資格確認書は8月1日からご使用いただけます。7月下旬にお送りしますので、8月1日以降は新しい資格確認書を医療機関等の窓口で提示してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の令和8年度の住民税課税所得額と令和7年中の収入額をもとに計算されます。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

『任意記載事項（自己負担限度額適用区分等）併記申請』について

令和6年12月に被保険者証が廃止されたことに伴い、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証（以下、限度額証）も廃止されましたが、限度額証の代わりとして、資格確認書に自己負担限度額等の適用区分を記載することができません。

医療機関等の窓口では、適用区分が記載された資格確認書またはマイナ保険証（保険証利用登録をしたマイナンバーカード）を提示することで、自己負担限度額の適用を受けることができます。

新たに資格確認書への自己負担限度

額適用区分の記載を希望する人は、ほけん年金課窓口で「任意記載事項（自己負担限度額適用区分等）併記申請」のお手続きをしてください。
※現在資格確認書に適用区分の記載がある人は、新しくお送りする資格確認書にも引き続き適用区分が記載されますので、お手続きは不要です。

- 申請に必要なもの
- ・申請に来る人の本人確認書類
- ・委任状（被保険者本人が来庁できないときで、窓口での受取りを希望する場合）

問い合わせ先 ほけん年金課（内線379）

文珠荘からのお知らせ

文珠荘の8月休館日は、お盆休みが週末にかけて大型連休になっていることから、一部休館日を変更します。

8月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

● 休館日

※8月13日（木）、14日（金）、15日（土）、16日（日）は営業します。

問い合わせ先 文珠荘 ☎22-4051
地域振興課（内線392）

7月 マイナンバーカード

【休日受付窓口】

下記開設日直前の金曜日17:00までに事前に電話予約をお願いします。

日 時 7月26日（日） 9:00～12:00
受付場所 役場 住民生活課

【個人宅等出張申請受付】

申請等のために役場にお越しいただくことが困難な人を対象に、職員が個人宅等へお伺いし、写真撮影から申請受付までを行います。

※自宅以外への出張申請を希望する人は、事前に施設等の了承を得てください。

予約・問い合わせ先

住民生活課 マイナンバー担当
☎0790-22-0560（内線372）

★平日の電話での予約・申請が難しい人は、メールでお問い合わせください。

✉jumin@town.fukusaki.lg.jp

介護保険料のお知らせ

介護保険料の基準額は、介護サービスにかかる費用などに応じて3年ごとに見直されます。

令和6年度から令和8年度までの3年間、保険料の基準額は75,100円(月額6,260円)です。

7月中旬に、65歳以上の人(第1号被保険者)へ保険料額決定通知書を送付しますのでご確認ください。

所得段階	対象者	保険料率	年額(円)
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> (※2)との合計が82万6,500円以下の人	基準額×0.285	21,400
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> (※2)との合計が82万6,500円を超え120万円以下の人	基準額×0.485	36,400
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> (※2)との合計が120万円を超える人	基準額×0.685	51,400
第4段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> (※2)との合計が82万6,500円以下の人	基準額×0.90	67,500
第5段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> (※2)との合計が82万6,500円を超える人	基準額×1.00	75,100
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> (※1)が120万円未満の人	基準額×1.20	90,100
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> (※1)が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	97,600
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> (※1)が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	112,600
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> (※1)が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	127,600
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> (※1)が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	142,600
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> (※1)が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	157,700
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> (※1)が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	172,700
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> (※1)が720万円以上の人	基準額×2.40	180,200

(※1) 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した金額のことで、基礎控除や人的控除等を控除する前の所得金額です。長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額とします。

(※2) 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等にかかる雑所得を除いた金額です。

令和7年度税制改正に伴う令和8年度介護保険料の算定について

令和7年度の税制改正により、給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられましたが、介護保険料は3年を1期とする介護保険事業計画に基づき基準となる保険料を決定していますので、第9期事業計画(令和6から8年度)策定時に想定されていない税制改正により介護保険財政に影響が出ることを避けるため、介護保険法施行令が改正されました。

令和8年度の介護保険料の算定に限り、給与所得については税制改正前の給与所得控除額で算定します。また、税制改正前の給与所得控除額で算定した合計所得金額により、課税・非課税を判定します。そのため令和8年度の住民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階は課税とみなす場合があります。

令和7年度住民税非課税の人が、令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げを見込んで、令和8年度も引き続き非課税となるよう非課税基準の範囲内で就労収入を増やした場合は、特例減免を適用して令和8年度の介護保険料を算定します。(申請は不要です)

令和8年7月から、他の公費負担医療制度※1が適用される場合でも、福祉医療制度※2をあわせて利用できるようになりました。

※1 自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾病などの公費負担医療制度

※2 高齢期移行、(高齢)重度障害者、乳幼児等・こども、母子家庭等の福祉医療制度

○公費負担医療制度と、福祉医療制度の両方の受給者証をお持ちの方は、公費負担医療制度を適用したうえで、福祉医療制度をあわせて利用できます。

※7月1日以降に受診した分が対象になります。

6月30日までに受診し、7月以降にお支払いの場合などは対象になりません。

○保険医療機関等で受診される時は、健康保険の資格が確認できるものに加えて、次の2点をご提示ください。

1. 公費負担医療制度の受給資格が確認できるもの
2. 福祉医療費受給者証

(オンライン資格確認ができる場合は、紙の受給者証が無くても問題ありません。ただし、医療機関が対応していない場合や、機器の不調によりオンラインでの資格確認ができない場合も考えられますのでお気を付けてください。)

各制度の適切な運用のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

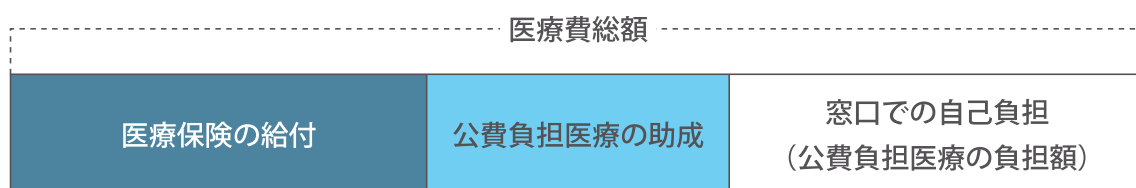
窓口での自己負担額について

あわせて利用した場合の最終的な自己負担額は、福祉医療費受給者証に記載の一部負担金の額になります。

※高齢期移行の人で、福祉医療よりも公費負担医療の自己負担額の方が少なくなる場合は、最終的な自己負担額は公費負担医療制度の自己負担額になります。

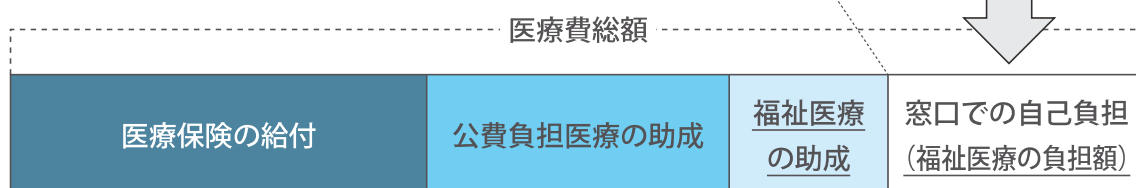
【これまで】

公費負担医療制度が適用される場合、福祉医療制度は利用できませんでした。



【令和8年7月から】

公費負担医療制度とあわせて福祉医療制度を利用できます。



問い合わせ先 ほけん年金課 医療係 (内線356)